

利用できる
エリアは限定
されています。

地域雇用開発助成金

地域雇用開発コース



雇用情勢の厳しい地域等で、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域の求職者等を雇い入れた事業主に対して支給されます。

助成額

設置・整備に要した費用や対象労働者の増加人数などに応じて以下の表の額を支給します。
(1年ごとに3回支給)

設備整備費用	対象労働者の増加人数()内は創業の場合のみ適用							
	3(2)~4人		5~9人		10~19人		20人以上	
	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇	基本	優遇
300万円 以上 1000万円 未満	48万円	60万円	76万円	96万円	143万円	180万円	285万円	360万円
	(100万円)		(160万円)		(300万円)		(600万円)	
1000万円 以上 3,000万円 未満	57万円	72万円	95万円	120万円	190万円	240万円	380万円	480万円
	(120万円)		(200万円)		(400万円)		(800万円)	
3,000万円 以上 5,000万円 未満	86万円	108万円	143万円	180万円	285万円	360万円	570万円	720万円
	(180万円)		(300万円)		(600万円)		(1,200万円)	
5,000万円 以上	114万円	144万円	190万円	240万円	380万円	480万円	760万円	960万円
	(240万円)		(400万円)		(800万円)		(1,600万円)	

※1 生産性要件を満たさない場合は「基本」、満たす場合は「優遇」の額が支給されます。

※2 中小企業事業主の場合は、初回の支給時にこれらの額の1/2の額が上乗せされます。

※3 創業の場合は、※2にかかわらず、対象労働者の増加人数2人から対象とし、初回の支給時に()内の額を支給

支給要件

それぞれの回で要件をすべて満たすことが必要

1回目の支給要件	
1	雇い入れに関する計画書を労働局長に提出すること。
2	事業の用に供する施設や設備を計画期間内に設置・整備すること
3	ハローワーク等の紹介により3人(創業の場合は2人)以上雇い入れること
4	被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人(創業の場合は2人)以上増加している
2回目・3回目の支給要件	
1	被保険者数が給基準日における数が、完了日における数を下回っていないことが必要
2	対象労働者が給基準日における数が、完了日における数を下回っていないことが必要
3	第2回目、第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の対象労働者の1/2以下、または3人以下

対象となる費用

(1)~(3)をすべて満たす施設または設備にかかる費用が対象

- (1) 雇用の拡大のために必要な事業の用に供されるものであること
- (2) 計画期間(最長18か月間)内に設置・整備が行われるものであること
- (3) 1点あたり20万円以上で、合計額が300万円以上であること

